

顕彰に関する規程

平成7年1月28日 理事会決定

第1条 本会の青少年健全育成事業の振興に尽力し、または地域における子ども会活動の発展に寄与し、その功績が顕著なものに対する顕彰については、この規程の定めるところによる。

第2条 会長は、次の各号に該当すると認めるものを表彰することができる。

- (1) 子ども会組織、シニア・リーダー組織及び青少年育成組織で7年以上わたり継続して活動し、その功績が顕著なもの
- (2) 地域の子ども会活動等のリーダー又は指導者として5年以上にわたり活動し、その功績が顕著なもの
- (3) 本会の役員(支部役員を含む)として7年以上にわたり活動し、その功績が顕著なもの
- (4) その他、その功績が顕著なもの

2 前項の規定により表彰を受けたものであって、その活動が15年以上にわたるものについては、特別表彰をすることができる。

3 前2項の年数計算をする場合、個人について、その在任期間が中断したときは、その全期間を通算することができる。

第3条 表彰は、表彰状を及び記念品を贈呈しその功績を顕彰するものとする。

第4条 支部長または理事は、第2条の基準に該当すると認められるものについて、毎年1月末日までに、会長に推薦するものとする。

第5条 会長は、表彰審議会の審議を経て、常任理事会で被表彰者を決定する。

- 2 前項の表彰審議会は、会長、副会長、事務局長および各専門部の部長をもって構成する。

第6条 会長は、本会の事業ために私財を寄付し、または労力の提供等により本会の事業に貢献し、その功績が特に顕著であると認めるものについて感謝状を贈呈し、その功績を顕彰することができる。

2 前項の顕彰の決定については、前条の規定を準用する。

第7条 この規程に基づく顕彰は、本会の定期総会において行う。ただし、これにより
がたいときは、他の機会に顕彰することができる。

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項については理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年1月28日より施行する。
- 2 この規程による顕彰は、平成6年度より適用する。
- 3 平成7年5月7日 一部改正
- 4 平成21年5月16日 一部改正